

へい せい ね ん ど だ い かい
平成 2 4 年度 第 1 回

さ っ ぼ ろ し し ょ う し ゃ し さ く す い し ん し ん ぎ かい
札幌市障がい者施策推進審議会

かい
会

ぎ
議

ろく
録

に ち じ へい せい ね ん が つ に ち か ご ご じ かい かい
日 時 : 平成 2 4 年 8 月 2 8 日 (火) 午後 3 時 開 会

ば し ょ し ち ょ う か く し ょ う し ゃ じ ょ う ぼ う かい だ い かい ぎ し つ
場 所 : 視聴覚障がい者情報センター 2 階 大 会 議 室

1. 開 会

○事務局（中村企画調整担当課長） 本日は、お忙しい中、またお暑い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

出席予定の方が1名、まだおみえになっておりませんが、定刻になりましたので、ただいまから、平成24年度第1回障がい者施策推進審議会を開催いたします。

私は、障がい福祉課企画調整担当課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の一般傍聴者でございますが、2名いらっしゃいます。ご多忙のところを、どうもありがとうございます。

傍聴される方につきましては、発言はできませんので、ご意見等がございましたら、意見を記入する用紙をご用意しております。会議終了後、事務局に提出していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をお願いしたいと思います。

お手元のクリップどめの資料を5枚ほどめくっていただきますと次第がございますけれども、その裏にも資料の一覧を掲載しておりますので、あわせてご確認をお願いしたいと思います。

まず、資料1-1、平成23年度の障害福祉サービスの実績（主なもの）、資料1-2、札幌市障がい福祉計画サービス実績、資料1-3、障がい者施策の実績（主なもの）、資料1-4、障がい福祉計画サービス実績一覧表、次に、資料2、障害者虐待防止法施行に向けた体制整備について、資料3、札幌市における孤立死対策、資料4、計画停電への対応について、次に、資料5-1、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要、資料5-2が、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布について（公布通知）となっております。資料6-1が、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要、資料6-2になりますが、障害者優先調達推進法と地方自治法との関係、以上になります。

その次が、冊子になりますけれども、さっぽろ障がい者プランの本書と概要版ということで厚いものと薄いものの2冊が手元にあると思います。それから、ホチキスどめになりますが、知的障がい者の現況調査報告書、最後に、これもホチキスどめの民生委員による知的障がい者の見守り事業実施マニュアルです。

最後に、A 4 判 1 枚で別枠に置いていますが、障がい者の虐待防止を考 えるシン
ポジウム開催要項（素案）というものが資料のすべてでございます。

もし、資料がないという方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

2. 札幌市 障がい保健福祉部長あいさつ

○事務局（中村企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉
部長の天田からごあいさつを申し上げます。

○天田 障がい保健福祉部長 みなさん、大変お疲れさまでございます。

障がい保健福祉部長をしております天田と申します。

本日は、ご多用の中、また、季節的には異例な残暑が続いておりますが、暑い中、
この審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから札幌市の障がい者保健福祉施策の推進に多大なるご支
援とご協力をちょうだいしております。改めて、お礼を申し上げたいと思います。

この4月に、札幌市保健福祉局の組織が一部変更となりました。私どもは、保健
福祉部という名称で、高齢介護、障がいの二つの分野を一つの部で所管しておりま
したが、双方の業務が、今、非常に増大しています。これは、一つには権限移譲等が
ございます。それから、我が方はいろいろな制度改革が連続していることもございま
して、この4月に高齢保健福祉部と障がい保健福祉部の二つの部に改編させていただ
いております。3月までは保健福祉部の障がい福祉担当部長をしておりましたが、4
月から障がい保健福祉部長という名称に変わりましたので、引き続き、どうぞよろ
しく願いいたします。

さて、前回の会議は、本年2月14日に開催いたしまして、さっぽろ障がい者プラ
ンの案につきまして最終のご審議をいただいたほか、本審議会の設置条例の改正等
につきましてご説明をさせていただきました。この審議会の設置条例につきましては、
根拠法でございます障害者基本法の施行期日を定める政令が本年5月に公布されまし
て、名称を協議会から審議会に改めております。また、この審議会の機能といたし
まして、障がい者施策の実施状況の監視機能がこの法律の中に加わっております。

また、委員構成につきましても、各先生方の所属団体での人事異動に伴いまして、
この7月に一部改選を行わせていただきました。このたび、新たに5名の方にご就任
をいただいております。各先生方については、後ほど紹介させていただきたいと思

ます。

さっぽろ障がい者プランにつきましては、これからご説明をさせていただきますが、3月末に策定の手続を完了いたしまして、4月からの新たな計画期間がスタートしております。

また、前回の協議会でご報告をさせていただきましたが、本年1月に、白石区におきまして、知的障がい者の妹を含む40代の姉妹が孤立死をするという非常に痛ましい事案が発生いたしました。札幌市といたしましても、この事案を反省材料といたしまして、孤立を防止するための対応策を講じているところでございます。その対応施策の一環といたしまして、福祉サービスを利用しておられない知的障がいの世帯を対象としまして、緊急の現況調査を実施いたしました。また、札幌市民生委員児童委員協議会のご協力のもとに、知的障がい者を対象とした民生委員による見守りの事業を各区でスタートさせていただいております。

本日は、さっぽろ障がい者プランの策定に関するご報告のほか、本年10月に施行される障害者虐待防止法への対応や、障害者優先調達推進法という新しい法律の制定など、最近の障がい者施策の動きなどにつきましても情報提供をさせていただきますとおもっております。

皆様には、限られた時間でございますが、ぜひ忌憚のないご意見をちょうだいできればとおもっております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

3. 委員紹介

〇事務局（中村企画調整担当課長） それでは、本日ご出席をいただきました委員の皆様を、座席の順にご紹介させていただきます。

まず、北星学園大学短期大学部教授の藤原会長でございます。

さっぽろしんたいしょうがいしゃふくしきょうかいかいちょう あさかいいん
札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員です。

ほっかいどうちゅうしょうきぎょうかどうゆうかいしょうがいしゃもんだいいんかいいいんちょう いけだいいん
北海道中企業家同友会障害者問題委員会委員長の池田委員です。

さっぽろしちゅうとしつちよう なんちゅうしゃきょうかいかいちょう おおぎやいいん
札幌市中途失聴・難聴者協会会長の扇谷委員です。

ほっかいどういりょうだいがくかんごふくし ぶじゅんきょうじゅ おおともいいん けっせき れんらく う
北海道医療大学看護福祉部准教授の大友委員につきましては、欠席のご連絡を受けております。

つぎ さっぽろしせいしんかいかいちょう おかいいん
次に、札幌市精神科医会会長の岡委員です。

に こ り かいごじょしゅ おしみいいん
NIKORI センター24介護助手の押見委員です。

さっぽろしみんせいじどういいんきょうぎかい り じ かとう たけ いいん こんねん ど しゅうにん
札幌市民生児児童委員協議会理事の加藤（武）委員です。今年度から就任をしていた
だいております。

ちてきしょうがい じ せつ さとしせつちよう かとう のり いいん
知的障害児施設きらめきの里施設長の加藤（法）委員です。

さっぽろやま てようごがっこうこうちよう さ さ き いいん こんねん ど しゅうにん
札幌山の手養護学校校長の佐々木委員です。今年度から就任していただいております。

さっぽろこうきょうしよくぎょうあんていしよしよちよう さとう あつ いいん こんねん ど しゅうにん
札幌公共職業安定所所長の佐藤（篤）委員です。今年度から就任していただ
いております。

さっぽろしせいしんしょうがいしやかぞくれんごうかいがいちよう さとう よし いいん
札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤（義）委員です。

さっぽろししかくしょうがいしやふくしきょうかいがいちよう さわだ いいん けっせき れんらく う
札幌市視覚障害者福祉協会会長の澤田委員につきましては、欠席のご連絡を受け
ております。

つぎ さっぽろししやかいふくしきょうぎかい いきかつどうぶちよう たかもり いいん
次に、札幌市社会福祉協議会地域活動部長の高森委員です。

せいねんこうけん さっぽろしふくしぶちよう ちが いいん
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長の千貝委員です。

さっぽろして いくせいかいがいちよう な す の いいん こんねん ど しゅうにん
札幌市手をつなぐ育成会会長の奈須野委員です。今年度から就任していただ
いております。

さっぽろ つど だいひよう にしさい いいん
札幌べてるの集い代表の西坂委員です。

ほっかいどうりつしんしんしょうがいしやそうごうそうだんしよしよちよう ひろた いいん こんねん ど しゅうにん
北海道立心身障害者総合相談所所長の廣田委員です。今年度から就任をしていた
だいております。

しゅうろうけいぞくし えんじぎょうしよさっぽろしやかいふつき しせつちよう もりもとい いいん
就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員です。

さっぽろしたいふじゆうふくしかい り じちよう やまうち いいん
札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員です。

いじよう めい いいん かた しゅっせき
以上、18名の委員の方にご出席をいただいております。

つづ じ むきよく しようかい
続きまして、事務局を紹介いたします。

さき もう あ しよう ほけんふくしぶちよう あまだ
先ほど、ごあいさつを申し上げました障がい保健福祉部長の天田でございます。

しよう ふくしかちよう しまうち
障がい福祉課長の嶋内でございます。

じりつし えんたんとうかちよう たかはし
自立支援担当課長の高橋でございます。

い か かんけいしよくいん じゅんじ じ こしようかい
以下、関係職員から、順次、自己紹介をいたします。

じむきよく にしだじぎょうけいかくたんとうかりちよう じぎょうけいかくたんとうかりちよう にしだ もう
○事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長 をしております西田と申し
ます。お世話になっております。よろしくお願いします。

じむきよく どうのしゅさ こべつしえん たんとう どうの もう ねが
○事務局（洞野主査） 個別支援の担当をしております洞野と申します。よろしくお願
いいたします。

じむきよく すずきぎじょうかんりかりちよう じぎょうかんりかりちよう すずき もう
○事務局（鈴木事業管理係長） 事業管理係長 をしております鈴木と申します。
よろしくお願いいいたします。

○事務局（前田在宅福祉係 長） 皆様、いつもお世話になっております。在宅福祉係 長をしている前田と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菊田調整担当係 長） 調整担当係 長の菊田と申します。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（木下給付管理係 長） 給付管理係 長をしております木下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山本就労・相談支援担当係 長） 就労・相談支援担当係 長をしております山本と申します。大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） なお、天田 障 がい保健福祉部長につきましては、別業務がございまして、中座させていただきますので、どうぞよろしくお願い いたします。

この後の進行につきましては、藤原会 長にお願いしたいと存じます。

藤原会 長、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議 事

○藤原会 長 それでは、改めまして、皆様、こんにちは。

きょうから、また新しいメンバーの方も加わっていただいたということで、2月以来の開催になりますけれども、本日は重要な案件もたくさんありますので、ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

そろそろ夏の疲れも出てくるかと思いますが、大体今から2時間以内での会議を目指しておりますので、その点もご協力をお願いいたします。

なお、私もつい早口になってしまうのですが、ご発言の際には、情報保障の観点からも、ぜひ、ゆっくりお話をいただければと思います。

また、発言の途中でも結構ですので、不明な点がございましたら、挙手をいただくなどして、遠慮なくお知らせください。

それでは、今回は、六つの議題が用意されていますので、ただいまより審議をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の次第に従って進めさせていただきます。

議題（1）は、さっぽろ障がい者プランの策定等についてです。

先ほど、天田部長からお話がありましたが、今年度から新たな計画がスタートしております。まずは、このさっぽろ障がい者プランの概要について、この審議会でも

情報を共有したいと思います。また、前計画の進捗状況として、昨年度の障がい者福祉サービスの実績などについても確認しまして、今後の施策展開の方向性などについて、皆様からご意見をいただければと思います。

それでは、さっぽろ障がい者プランの概要と昨年度のサービスの実績などについては、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） 企画調整担当課長の中村でございます。

この点に関しましては、私の方からご説明を申し上げたいと思います。

資料は、さっぽろ障がい者プランになりますが、時間の関係上、概要版の方で説明をさせていただきたいと思います。本書版につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さっぽろ障がい者プランの構成等につきましては、前回、2月の審議会でご説明をさせていただいた内容と大きく変更はございません。

まずは、概要版の1ページ目をめくっていただきたいと思います。

障がい者プランの目的を書いておりますけれども、一つは、障害者基本法に基づく障がい者保健福祉計画、もう一つが、障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画です。この二つの計画で構成しております。

概要版の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

計画体系といたしまして、基本理念を、共生社会の実現として、計画目標を四つ掲げております。1としまして、地域社会の障がいのある人に対する理解促進、2としまして、施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援、3としまして、地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実、最後に4としまして、市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上となっております。

この四つの計画目標をさらに八つの分野に分けて施策を展開するということでございますが、時間の関係上、主な施策のみをご説明させていただきたいと思います。

まず、3ページになりますが、分野1の理解促進としましては、各種研修の実施において、障がい当事者が講師となって学校や企業に講義に行くという取り組みを行っております。それは基本施策2になります。

ページをおめくりいただきまして、4ページになりますが、分野2の基本施策1のところでございますけれども、重度障がいのある方や医療的ケアが必要な方に対する支援の検討、高齢の障がい者に対する支援の検討など、地域の関係機関とも連携しな

とくすすかんが
がら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

つぎなかなかぶんやほけんいりよう
次に、5ページ中ほどの分野3の保健・医療になりますけれども、ページをまたぎ
まして、5ページ、6ページというかたちになりませんが、6ページの基本施策3の中にござ
いますせいしんききゅうきゅういりようたいせいせいびほっかいどうはじかんけいきかん
ざいます精神科救急医療体制の整備ですけれども、北海道を初めとする関係機関と
きょうぎすす
協議を進めているところです。

したおなぶんやとなり
その下の同じページの分野4になりますが、隣の7ページにまたがっております基本
しきくさいがいじようえんごしやひなんしえんひつづけんとう
施策2ですけれども、災害時における要援護者の避難支援について、引き続き、検討、
とくすす
取り組みを進めてまいりたいということになっております。

つぎぶんやきょういくいくせいいちばんしたきほんしきくしえん
次に、7ページの分野5の教育・育成になりますが、一番下の基本施策3の支援を
ひつようじどうせいとちいきがっこうまなかんきょうせいびすいしんかんが
必要とする児童生徒が地域の学校で学べるような環境整備を推進してまいりたいと考
えております。

ぶんやこようしゅうろう
ページをおめくりいただきまして、8ページの分野6です。雇用・就労としまして
は、きほんしきくふくししせついつぱんしゅうろういこうかん
と
基本施策3にございますけれども、福祉施設から一般就労への移行に関する取り
く
組みを、ハローワークをはじかんけいきかんれんけいとく
組みを、ハローワークを初めとする関係機関と連携して取り組んでまいります。

つぎとなり
次に、隣の9ページをごらんいただきたいと思います。ぶんやじょうほう
コミュニケーションといたしましては、しゅわつうやくようやくひつきじょうほうかすいしん
手話通訳や要約筆記など、情報バリアフリー化の推進
について取り組んでまいります。

ぶんやぶんかしょうしやたいかいはじとく
分野8のスポーツ・文化としましては、障がい者スポーツ大会を初めとした取り組
みを進めてまいります。

がいようばん
ページをおめくりいただきまして、概要版の10ページになります。

しょうふくしけいかくかかわおもすうちけいかくすうちもくひょうしたひょう
障がい福祉計画に係る主な数値計画、数値目標でございますけれども、下の表に
なりましますしせつにゆうきょしやちいきしえんいこうかんもくひょうへいせいねんがつ
なります施設入居者の地域支援への移行に関する目標としまして、平成17年10月
からのちいきいこうしやするいけいにんせつてい
地域の移行者数累計を760人と設定いたしました。

しりょうおもしりょううらほうすうち
資料1-1をあわせてごらんいただきたいと思います。資料1-1の裏の方に、数値
もくひょうじっせききさいおも
目標の実績が記載されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

しせつにゆうきょしやちいきせいかついこうしやうもくひょうるいせき
それでは、施設入居者への地域生活への移行者数でございますが、目標累積が7
めいさきもうへいせいねんがつじっせきにんいこう
60名と先ほど申しましたが、平成22年9月までの実績ですが、373人が移行し
ているということでございます。

つぎさっしもどひょうばんめにゆうしよしせつげんしょうへいせい
次に、冊子に戻りますけれども、表の2番目の入所施設の減少としまして、平成
ねんがつげんしょうするいけいにんもくひょうせつてい
17年10月からの減少数累計は420人という目標を設定しております。

へいせいねんどもつげんしょうするいけいにん
これにつきましては、平成23年度末の減少数は、累計で354人となっております

す。

次に、冊子に戻りまして、福祉施設から一般就労への移行に関する目標値としまして、平成26年度の1年に200人の移行と設定しております。

平成23年度の1年間の移行者数の実績は231名となっております、既に目標値を超える結果になっているということで、今後も引き続き取り組みについて充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、冊子に戻りますけれども、11ページをごらんいただきたいと思います。

入院中の精神障がい者の地域移行に関する数値目標でございますけれども、上の表の下のお目になります、移行事業の1カ月当たりの利用者数を30人と設定しております。通常は、1人あたり6カ月間利用することが想定されているため、年間にしますと60人程度の利用ということで、3カ年で180人から200人程度の方が利用することを目標にしております。

続きまして、資料1-1と資料1-2をあわせてごらんいただきたいと思います。

A4判縦のペーパーと、A4判横のグラフがついている表になります。

グラフをごらんいただきたいと思います、居宅介護の利用者の伸び、それから、右から二つ目になりますけれども、児童デイサービスです。また、一番右側にありますグループホームの利用者、いずれにしましても順調な伸びになっております。どのサービスも利用者は順調に伸びておりますが、その背景としましては、手帳所持者数の増もありますが、関係機関や関係団体のご協力もいただきながら、制度の普及が順調に進んでいるということが上げられるのではないかと考えております。件数としましては順調な伸びとなっておりますけれども、今後につきましては、各サービスの提供に当たって、質を確保することも大事ではないかと考えております。

また、資料1-3、資料1-4とございますが、資料1-4につきましては、細かい数字になっておりますので、後ほどごらんいただくということをお願いしたいと思います。

A4判縦の表裏に書かれている資料1-3があると思いますが、これにつきまして簡単に説明をさせていただきたいと思います。

障がい者施策の実績（主なもの）でございます、1から6まで表裏に掲げております。まず、1としまして、パーソナルアシスタンス事業でございます。

重度身体障がい者の地域支援を支えるため、地域の人材を介助者として利用するというので、今後も継続して実施してまいります。

2 番目の元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業でございますけれども、障がい者福祉施設等の役務提供サービスについて、公官署や企業への営業や受注調整等を実施ということで、平成22年度、平成23年度の実績がありますけれども、平成22年度の成約件数が160件のところ、平成23年度は418件、成約額が平成22年度は1,900万円強のところ、平成23年度は3,200万円強ということで、件数と額の両方とも伸びている状況でございます。

3 番目の障がい福祉施設耐震化等整備でございますが、平成22年度から平成23年度にかけて、耐震化整備を2件、スプリンクラー整備を16件、火災通報装置などの整備を10件実施したところでございます。

裏に行きまして、地下鉄駅エレベーター等整備事業でございますけれども、中の島駅及び東札幌駅にエレベーターを設置いたしました。これによりまして、すべての駅にエレベーターの設置が完了したということでございます。

なお、米印でございますが、参考といたしまして、平成25年度までに南北線にホームを設置する予定という形になっております。

あとは、5の福祉除雪事業につきましては、平成22年度が4,157世帯、平成23年度が4,284世帯ということで、若干の増になっております。

最後の6の障がい者スポーツ大会事業でございますけれども、6月にすずらんピックを開催いたしました。さらに、今後は、明日からだと思いますけれども、ロンドンパラリンピックもございますし、10月には岐阜において全国障害者スポーツ大会が開催される予定となっております。その全国大会の方に選手を派遣する予定となっております。

簡単ではございますけれども、私の方からは以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

資料がやや多岐にわたっていますので、お目通しをいただいても結構ですが、まず先に、質問がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、質問とご意見をあわせて承りたいと思います。どなたからでも結構ですから、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○千貝委員 リーガルサポートの千貝と申します。

資料1-3の障がい者施策の実績(主なもの)の1のパーソナルアシスタンス事業ですけれども、平成22年度と平成23年度の利用者数が余り伸びていないのは、3

0人ぐらいがマックスなイメージでよろしいのでしょうか。

○藤原会長 資料1－3のパーソナルアシスタンス事業の利用者数についての質問です。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 自立支援担当の高橋と申します。

平成22年に発足してから件数が伸びていないというところでございますけれども、まだPRが十分でなかったということもありますし、それから、サポートセンターが1カ所で、今、コーディネートもやっておりますけれども、PRに傾注していたこともありまして、まだ伸びていません。

ただ、今までは本庁一本でいろいろな窓口業務をやっておりましたけれども、平成23年11月から、各区役所で申請等ができるようになりましたので、蛇足ではございますけれども、実態的には利用件数がふえている状況にはございます。

○千貝委員 ありがとうございます。

○藤原会長 千貝委員、よろしいですか。

それでは、ほかの質問、ご意見に移りたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原会長 もしないようでしたら、また最後にまとめて質問、ご意見を承るようになりたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原会長 それでは、引き続き、議題（2）の障がい者虐待防止に向けた体制整備についてに移りたいと思います。

障害者虐待防止法につきましては、ことし10月から施行になります。法の施行に向けまして、札幌市では、虐待防止に関する窓口の設置など体制整備のための準備をしているとのことです。まずは、準備の状況などについて事務局から説明してもらい、皆様からのご意見を伺っていききたいと思います。

事務局の方から、説明をお願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） この点につきましても、私の方からご説明を申し上げます。

A4判縦の表裏の資料2と、最後にお配りしました障がい者の虐待防止を考えるシンポジウム開催要項の2点になります。

まず、体制整備でございますが、二つ大きく準備を進めているところでございます。

ひとつ目でございますけれども、障がい者虐待相談窓口の設置ということで、障害者虐待防止法、正式名称は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律と言いますけれども、昨年、平成23年6月24日に公布されまして、先ほどお話がありましたとおり10月に施行されます。その中で、法の第32条に条文がございます、市町村における障がい者虐待の通報窓口や啓発・広報活動などの体制を整備しなさいという規定に基づいて、体制を整備するところでございます。

それで、相談窓口の設置でございますけれども、まず機能といたしまして、①から⑤まで予定をしております。

まず、①といたしましては、障がい者虐待に関する通報や相談の受付で、従来、今までも各区や委託相談支援事業所において電話受付をしておりましたけれども、あわせて窓口を一つふやすということになります。それで、後ほどまた出てきますけれども、社会福祉協議会に委託をするのですが、障がい者あんしん相談という業務の委託をしておまして、そのような権利擁護に関する専門知識がございますので、その専門知識を生かした相談対応を行ってまいりたいと考えております。

ただ、通報を受けた後については、実際に事実確認や支援については、各区役所の方が行うということで、あくまでも窓口機能という形を想定しております。

②といたしましては、区における虐待対応への協力でございますが、虐待通報を受けた事案に対して、初期対応として区の方でケース検討会議を開催するときに、場合によりましては、その会議に参加することも想定しております。

③としまして、広報・啓発でございますけれども、セミナーや出前講座、その他さまざまな機会を利用して、虐待予防や早期発見のための広報啓発活動を実施してまいりたいと考えております。あくまでも、通報が来たものについては受け付けをしますけれども、未然に防ぐことにも力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

④といたしまして、人材育成です。区の職員とか委託相談支援事業所の職員、あとは地域ボランティアなどに関する虐待防止に携わる方々への研修等を実施していきたいと考えております。

最後に、⑤でございますけれども、虐待防止ネットワーク会議ということで、これからいろいろ検討を進めてまいりますが、今、想定をしているのは、北海道や法務局、警察、弁護士会等の方をネットワーク会議ということで事例研究をしていきたいとい

うことで、その事務局^{じむきょく}に^{にな}担^かっていただくというふう^{かんが}に^{かんが}考えております。

(2)の設置^{せっち}時期^{じき}ですが、法^{ほう}の施行^{しこう}にあわせまして、平成^{へいせい}24^{ねん}年10^{がつ}月^{かいせつ}に開設^{かいせつ}します。ただ、今^{いま}、8^{がつ}月^{がつ}の2^{げつ}カ月^{かん}間は準備^{じゅんび}期間^{きかん}として、もう既に作業^{さぎょう}の方^{ほう}を行^{おこな}って

いただいておりますが、実^じ際^{さい}の電話^{でんわ}窓口^{まどぐち}の開^{かい}設^{せつ}は10^{がつ}月^{げつ}からの予^よ定^{てい}となっております。

裏^{うら}をおめくり^{おも}り^{おも}いただき^{おも}たいと思^{おも}います^{おも}が、(3)設置^{せっち}場所^{ばしょ}としましては、先^{さき}ほど申^{もう}し
あ^あげ^あまし^あたとお^あり、札幌^{さっぽろ}市^し社会^{しゃかい}福祉^{ふくし}協^{きょう}議^ぎ会^{かい}へ^いの委^{いた}託^{たく}で^でござ^いいま^ます。現^{げん}在^{ざい}、障^{しょう}がい者^{しゃ}あ
ん^{あん}しん^{しん}相^{そう}談^{だん}を^をして^{して}いた^{いた}だ^だい^いて^てお^おり^りま^ます^すので、そ^その相^{そう}談^{だん}の機^き能^{のう}強^{きやう}化^かを^を図^{はか}り^りな^なが^がら、ま^また高^{こう}齢^{れい}
者^{しゃ}の虐^{ぎやく}待^{たい}相^{そう}談^{だん}の業^{ぎやう}務^むも^も行^{おこな}って^ていた^{いた}だ^だい^いて^てお^おり^りま^ます^すので、そ^そこ^この連^{れん}携^{けい}を^を図^{はか}って^てまい^{まい}
り^りたい^{たい}と^と考^{かんが}え^えて^てお^おり^りま^ます^す。

最^{さい}後^ごに(4)ですが、運^{うん}営^{えい}体^{たい}制^{せい}としまして、業^{ぎやう}務^{むじ}時^じ間^{かん}は平^{へい}日^{じつ}の9^じ時^じから19^じ時^じ、午^ご後^ご
7^じ時^じにな^なります。そ^それ^れと、人^{じん}員^{いん}体^{たい}制^{せい}としましては、専^{せん}門^{もん}相^{そう}談^{だん}員^{いん}、カウ^{かく}ンセ^んラ^らーの各^{かく}1^{めい}名^{めい}
ず^ずつ^つの2^{めい}名^{めい}体^{たい}制^{せい}によ^よって運^{うん}営^{えい}し^して^てまい^{まい}り^りたい^{たい}とい^いうこ^こと^とで^でござ^いいま^ます^す。

次^{つぎ}に、二^{ふた}つ目^めにな^なります^すけ^けれ^れど^ども、夜^{やか}間^{かん}・休^{きゅう}日^{じつ}の対^{たい}応^{おう}及^{およ}び居^{きょ}室^{しつ}の確^{かく}保^ほで^でござ^いいま^まし
て、先^{さき}ほど(4)で申^{もう}し^あげ^あまし^あた^たが、社^{しゃ}会^{かい}福^{ふく}祉^し協^{きょう}議^ぎ会^{かい}へ^いの委^{いた}託^{たく}を^をす^する窓^{まど}口^{ぐち}が、平^{へい}日^{じつ}9^じ時^じ
か^から19^じ時^じま^まで^でとな^なって^てお^おり^りま^ます。そ^それ^れで、19^じ時^じ以^い降^{こう}、要^{よう}は夜^{やか}間^{かん}と^とか、あ^あと^とは土^ど・日^{にち}、
祝^{しゅく}日^{じつ}につ^つき^きま^まし^して、ま^また別^{べつ}の委^{いた}託^{たく}で^でござ^いいま^ます^すけ^けれ^れど^ども、受^うけ^つ付^つけ^けの窓^{まど}口^{ぐち}を^を設^{もう}け^ける予^よ定^{てい}
で、今^{いま}、準^{じゅん}備^びを^をし^して^てい^いるこ^ころ^ろで^でござ^いいま^ます^す。

あ^あわ^わせ^せて、(2)にな^なります^すけ^けれ^れど^ども、緊^{きん}急^{きゅう}一^{いち}時^じ保^ほ護^ご事^じ業^{ぎやう}とし^しま^まし^して、緊^{きん}急^{きゅう}一^{いち}時^じ保^ほ護^ご
が^が必^{ひつ}要^{よう}な虐^{ぎやく}待^{たい}が^が発^{はつ}生^{せい}し^した^た場^ば合^{あい}に、一^{いち}時^じ保^ほ護^ごを^をす^する受^うけ^い入^いれ^れ先^{せん}の確^{かく}保^ほが^が必^{ひつ}要^{よう}にな^なります^す。
実^じ際^{さい}に^{いま}、件^{けん}数^{すう}は少^{すく}ない^いの^のです^すけ^けれ^れど^ども、各^{かく}区^くにお^おいて確^{かく}保^ほの調^{ちやう}整^{せい}に^{ひじょう}非^ひ常^{じょう}に^{くりょ}苦^く慮^{りょ}し^して
い^いる^いとい^いう実^じ態^{たい}が^がござ^いいま^ます。先^{さき}ほど、(1)で申^{もう}し^あげ^あまし^した夜^{やか}間^{かん}・休^{きゅう}日^{じつ}の受^う付^け窓^{まど}口^{ぐち}
と^とあ^あわ^わせ^せま^まし^して、そ^その受^うけ^い入^いれ^れ先^{せん}の調^{ちやう}整^{せい}とい^いう業^{ぎやう}務^むにつ^ついて^いも委^{いた}託^{たく}を^をし^したい^{たい}とい^いうこ^こ
と^とで、今^{いま}、そ^その委^{いた}託^{たく}先^{せん}につ^ついて^いは調^{ちやう}整^{せい}し^して^てい^いま^ます。

こ^この2^{ふた}の夜^{やか}間^{かん}・休^{きゅう}日^{じつ}の対^{たい}応^{おう}につ^つき^きま^まし^して^ても、先^{さき}ほど^どの10^{がつ}月^{げつ}に^にあ^あわ^わせ^せて実^{じつ}施^しで^でき^きる
よ^よう^うに、今^{いま}、準^{じゅん}備^びを^を進^{すす}め^めて^てい^いる^るとい^いうこ^こと^とで^でござ^いいま^ます^す。

そ^それ^れと、も^もう一^{いち}枚^{まい}、ペ^ぺー^ーパ^パーで^でござ^いいま^ます^すが、こ^これ^れは情^{じょう}報^{ほう}提^{てい}供^{きゅう}とい^いうこ^こと^とで^でご^ご案^{あん}内^{ない}
で^です^す。

そ^それ^れで、ま^まだ素^そ案^{あん}の段^{だん}階^{かい}で、未^{みて}定^{てい}の部^ぶ分^{ぶん}が^がござ^いいま^ます^すけ^けれ^れど^ども、先^{さき}ほどお^お話^はし^しま^ま
し^した広^{こう}報^{ほう}啓^{けい}発^{はつ}とい^いう中^{なか}の一^{ひと}つで^でござ^いいま^ます^すが、シ^{かい}ン^{さい}ポ^ぽジ^じウ^うムを^を開^{かい}催^{さい}す^す予^よ定^{てい}を^をし^して^てお^お
り^りま^ます^す。

目^{もく}的^{てき}につ^つき^きま^まし^して^ては、先^{さき}ほど^どか^から申^{もう}し^あげ^げて^てい^いる^ると^とお^おり、10^{がつ}月^{げつ}か^から^らの施^し行^{こう}に^にあ^あわ

せまして、啓発活動^{けいはつかつどう}を行う^{おこな}ということとしております。

2の日時^{にちじ}ですが、平成24年10月15日午後1時半^{へいせい ねん がつ にち ご じ はん}から4時^じまでの予定^{よてい}としております。

場所^{ばしょ}は、札幌エルプラザ^{さっぽろ}の3階^{かい}ホールでございます。

一応^{いちおう}、参加予定定員^{さんかよていてい}が300名^{めい}ということで、これは先着順^{せんちやくじゆん}にしております。それから、参加対象^{さんかたいしょう}としましては、障がい福祉^{しょう ふくし}に関心^{かんしん}のある方^{かた}、障がい福祉関係団体・機関等^{しょう ふくし かんけいだんたい きかんとう}ということで、札幌市^{さっぽろし}と社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}の共催^{きようさい}で行^{おこな}ってまいりたいと考^{かんが}えております。

8番目^{ばんめ}の日程^{にってい}は、先ほど言^きいましたとおり、午後^{ごご}に受け付け^う、それから1部^ぶ、2部^ぶという体制^{たいせい}で16時まで行^じう予定^{おこな よてい}になっております。

裏面^{うらめん}をごらんいただきたいと思^{おも}いますけれども、まず、虐待防止体制^{ぎやくたいぼうしだいせい}ということで、行政説明^{ぎょうせいせつめい}を10分ほど行^{ぶん おこな}いまして、その後、厚生労働省^{こうせいろうどうしょう}の専門官^{せんもんかん}が見えられまして、基調講演^{ききょうこうえん}を行^{おこな}っていただきます。そして、休憩^{きゅうけい}を挟^{はさ}みまして、第2部^{だいふ}としてシンポジウム^{しんぽじうむ}を行^{おこな}います。「障がい者虐待^{しょう しやぎやくたい}を防ぐためにできること」というテーマで、シンポジスト、コーディネーターについては、今^{いま}、調整^{ちようせい}しているところでございます。

10番^{ばん}の参加費^{さんかひ}は無料^{むりよう}でございます。これにつきましては、広報さっぽろ^{こうほう}の9月号^{がつごう}にも掲載^{けいさい}しております。コールセンター^{こうるせんたー}の方^{ほう}で、9月18日^{がつ 18 にち}から10月12日^{がつ 12 にち}までが申込^{もうしこみ}期間^{きかん}でございまして、先ほど申^{さき}したとおり、先着^{せんちやく}300名^{めい}ということで、先着順^{せんちやくじゆん}で募集^{ぼしゅう}をいたします。

以上^{いじょう}、簡単^{かんたん}ではございますけれども、シンポジウムの開催^{かいさい}のご案内^{あんない}でございます。

以上^{いじょう}でございます。

○藤原会長^{ふじわらかいちょう} ありがとうございます。

これは、新しい法律^{あたらしいほうりつ}ですので、まだ皆様^{みなさま}の中^{なか}でもわかりにくい点^{てん}や、イメージを持^もちににくいところがあるかと思^{おも}いますが、質疑応答^{しつぎおうとう}に入^{はい}りたいと思^{おも}います。

ご質問^{しつもん}、ご意見^{いけん}をあわせていただきたいと思^{おも}います。

○加藤（法）委員^{かとう のり いいん} 榆^{にれ}の会^{かい}の加藤（法）^{かとう のり}と申^{もう}します。

これは、どこの部分^{ぶぶん}に入^いれたらいいのかなと思^{おも}うのですけれども、ネットワーク^{なかつうくわーく}の中^{なか}に、今^{いま}、地域自立支援協議会^{ちいきじりつしえんきょうぎかい}が各地区^{かくちく}で立ち上^たがって、かなり活発^{かつぱつ}に各地区^{かくちく}が地域^{ちいき}の問題^{もんだい}に対していろいろ話し合^{はな}わられていて、私^あどもは厚別区^{わたくし あつべつく}ですけれども、厚別区^{あつべつく}でも半分以上^{はんぶんいじょう}は家庭^{かてい}の中^{なか}での虐待^{ぎやくたい}の問題^{もんだい}が上^あがってくるのです。多分^{たぶん}、そういった話し合^{はな}いをどこの地区^{ちく}でもされて、非常^{ひじょう}に複合^{ふくごう}していたりするものですから、虐待防止^{ぎやくたいぼうし}

ネットワークの中に地域自立支援協議会の部分を何らかの形で反映させることができるのかなと思ったりするのです。ほかの部分にはなるかと思うのですけれども、そういう運動はお考えになっているのかどうかをお聞きしたいのです。

○藤原会長 ありがとうございます。

これについていかがですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 先ほど説明いたしましたとおり、ネットワーク会議のメンバーは、これから具体的に選定しまして、またご依頼をしていく予定をしておりますが、その中で、例えば施設の運営管理者等もメンバーの中に入るのかなという想定はしております。ただ、これから詰めてまいりますので、これからの動きになりますけれども、そういう現場サイドの意見もお聞きしたいと思っておりますので、もし、そういう機会がございましたら、協力をお願いしたいなと思います。

○藤原会長 加藤（法）委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

そのほか、お願いいたします。

これは、前のときもお聞きしたと思うのですが、児童についての虐待防止と高齢者についての虐待防止については、それぞれ先行しているものがあると思うのですが、障がい者の場合には、子どもから高齢者まで対象となるのです。一応、この窓口対応にしても、緊急一時保護にしても、他法優先という考え方でよろしいのですか。

虐待という通報があったりしたときに、その人が18歳未満であれば、今までどおり児相の窓口からそちらに連絡する、高齢者であれば高齢者の方に行くというふうに、他法優先になっているのですか。それとも、障がいであることを優先というか、重く見るのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○事務局（洞野主査） 障害者虐待防止法上の対象者は、一応、障害者基本法で定義されている障がい者となっているのですけれども、例えば、在宅の18歳未満の障がい児に関しては児童虐待防止法が適用になります。まず、一たんは全体の障がい者を対象としているのですけれども、法律の規定の中で部分的に個別にほかの法律を適用するような形の規定になっております。ですので、例えば、在宅の18歳未満の障がい者の方であれば、児童虐待防止法の適用になる形になります。

○藤原会長 一応、そういう窓口機能とか、一時保護のときも、従来どおり……。

○事務局（洞野主査） 基本的には、そちらの適用される法律に基づいて対応していくという形になります。ただ、もちろん、窓口としては、それにかかわらず、通報し

てこられる方はいらっしゃると思います。もちろん、一時対応はいたしますけれども、その後の窓口については、定められた法律に基づいて、そちらにつないでいく形になるかと思っています。

○藤原会長 済みません、私から聞いてしまいました。

みなさまがた 皆様方からお願いします。

○千貝委員 リーガルサポートの千貝です。

この相談センターは、社協のものも、区役所の夜間のものも、電話での通報とか相談というイメージでしょうか。行かないといけないのか、それともお電話でも可なのかというところをお聞きしたいと思います。

○事務局（中村企画調整担当課長） 電話でも結構ですし、来所されることも想定しております。ただ、実態としては、電話がほとんどかなと思います。近ければ、例えば社協に来られるとか、当然、区役所に行かれる場合もあると思いますけれども、電話が多いのかなという想定をしております。

○千貝委員 そうしたら、通報の電話番号が何か決まっていて、昼間は社協につながって、夜は区役所につながるみたいな感じですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 虐待防止の窓口の電話番号は既に決まっております。先ほど言いましたとおり、平日の9時から19時はそこで受け付けをいたしますけれども、19時を過ぎますと人がいなくなるので、今度は、夜間用の電話番号のメッセージを流しまして、緊急の場合は夜間の電話番号はこちらになりますというメッセージ対応をしようかと思っております。となりますと、そこでは、先ほど言いました夜間窓口と緊急一時保護を、今、別のところに委託予定で準備しておりますけれども、その電話番号を紹介することになると思っています。

ただ、緊急性があった場合は、夜間でも、そこから区役所の方に連絡が入るという流れになるかと思っています。

○千貝委員 ありがとうございます。

○藤原会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

○西坂委員 札幌べてるの集いの西坂です。

1の（1）の④の人材育成についてですけれども、これは具体的にはどのような形で行われるのでしょうか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 想定しているのは、例えば、区の職員とか、委託相談支援事業所の職員とか、民生委員等の地域ボランティアの方などを想定しており

ますが、例えば、勉強会とか研修を行って、その仕組みなり体制について学んでいただくということを想定しております。

あと、先ほどお話を申し上げた広くという意味では、シンポジウムということで一般には周知いたしますけれども、ここの人材育成は、虐待防止に携わる方を想定しておりますので、今、想定しているのは、先ほど言った区の職員や相談支援事業所の職員、あとは民生児童委員になると考えております。

○藤原会長 西坂委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 ないようでしたら、これで一たん終わりたいと思います。また、後ほど、最後のところで何かございましたら、ぜひご意見、ご質問をお寄せください。

それでは、時間の関係もございますので、次の議題に入りたいと思います。

3番目は、知的障がい者の孤立死防止についてです。

前回、2月の会議におきましても、事務局から状況の説明と今後の対応方針などについて情報提供をいただきました。現在は、民生委員による見守り活動にも着手されていると伺っております。

まず、事務局から、これまでの対応状況や孤立死防止に向けた今後の取り組みの見通しなどについてご説明をいただいて、皆さんからのご意見を伺っていききたいと思いたしますので、事務局の方からお願いいたします。

○事務局（嶋内障がい福祉課長） 障がい福祉課長の嶋内でございます。よろしくお願いいたします。

資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の孤立死対策の柱ということで、大きく6項目を記載しております。

①から⑥の六つの柱ということで進めております。

まず、①としまして、いわゆるライフライン、電気会社やガス会社等との連携という取り組みを進めております。②といたしまして、区役所の保護担当課における面接時の注意喚起、③といたしまして、生活保護の相談を受けた世帯につきまして区役所内での情報共有、④といたしまして、療育手帳の交付を受けている方への現況調査に取り組んでおります。⑤といたしまして、障がい者相談支援事業所と私ども区役所との情報共有の再確認、⑥といたしまして、主に高齢者になりますけれども、要介護者

⑤といたしまして、障がい者相談支援事業所と区役所との情報共有の再確認でございます。何らかの支援が必要な障がい者世帯につきまして、障がい者相談支援事業所から区役所の方に情報提供を行う事例がないか確認いたしております。また、障がい者相談支援事業所と区役所による検討会議につきましては、本年6月に開催いたしまして、情報提供の促進について意見交換を行っております。

⑥につきましては、主に高齢者の関係でございますけれども、本年2月に各民生委員の方々に対しまして、改めて周知と協力の依頼を行っております。

3番目といたしまして、この中の④の取り組みです。知的障がいのある方に対する現況調査につきまして、もう少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。

調査対象につきましては、療育手帳の交付を受けている方で、いわゆる障がい福祉サービスを受けておられない18歳以上の在宅の方、約1,200名になります。

回収数につきましては、1,090件、回収率につきましては92%となっております。

調査の実施期間といたしましては、本年2月2日から3月29日まで、なお、調査報告書につきましては、お手元の方に配付しているところでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、4番目の知的障がい者の見守り事業の関係でございます。

対象者につきましては、療育手帳の交付を受けていらっしゃる方で、以下の要件にすべて合致する方といたしております。①といたしまして、ひとり暮らし、またはそれに準ずる方、②といたしまして、公的な福祉サービスをご利用されていらっしゃる方、③といたしまして、本人が見守り活動を希望される方、④といたしまして、民生委員等の見守りによりまして、安心して地域生活を継続できると見込める方です。

したがって、障がいの程度が重いなど、そもそも民生委員の見守り活動による対応が難しいと判断される方につきましては行政、そして福祉サービス事業所において対応という形になります。したがって、その状況によっては、民生委員の見守り活動の対象にはならないということになっております。

次に、実施方法でございますけれども、区役所の方から民生委員の方々に、見守りによる支援が必要な方のリストを提出させていただきます。そして、具体的には、民生委員の方が対象世帯を訪問される形になります。初回につきましては、区役所保健福祉部の職員が同行させていただきます。世帯の状況に応じまして、月に1回から2回程度、民生委員の方々が巡回いたしまして、安否確認を実施することとしております。

この部分の説明につきましては、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

今回の札幌市の取り組みとして、知的障がいのある方はどのような障がい特性があるのかについて、民生委員や市職員の方々に研修を実施され、森本委員や障がい当事者の方々と一緒にご講演を行ったことです。また、手をつなぐ育成会の方も、札幌市の取り組みにいろいろ協力されたとも伺っております。

差し支えなければ、そのあたりについて、まず森本委員にお話をいただけないでしょうか。

○森本委員 森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

札幌市の方から依頼を受けまして、まず、私の方が担当させていただいたのは、札幌市職員の障がい福祉課にかかわっている方々の新任研修ということで、職員研修でお話をさせていただきました。

お話をさせていただいた内容は、知的障がいに対する障がいの理解と支援の方法です。

また、民生委員は10区にいらっしゃるのですが、私は中央区と東区と白石区を担当させていただいてお話をさせていただきました。また、各区の集まりに参加できなかった民生委員の皆さんが集まって受ける研修の場が2回ほどあったのですが、そこもお話をさせていただいて、都合6回の場をやらせていただいております。

私の話だけを聞くよりも、障がい当事者と直接お話をさせていただきたいという思いもありまして、すべての会場にうちの利用者の方々に同行していただきまして、本人からも話をさせていただいて、それで障がいに対する理解を少しでも深めていただけたらと思ってやらせていただいております。

今回の見守り事業ですが、私も、どことも支援を受けていない人が、やはり一番心配なところなんです。何らかの支援を受けている人は、必ずその事業所とつながりが持たますので支えることは可能ですが、どこともつながっていないところが最終的には福祉の網の目からすり抜けていってしまうおそれがあります。その中で、今回の見守り事業が、そういう部分で、ここで障がいのある人が暮らしている、もしくは、訪問は今のところはいいけれども、そこにいることはわかっていてくださいと。それが、実は、92%の回答率になっているのではないかと思います。今のところ、訪問はいいけれども、いることは知ってくださいますというのが、92%だったような気がしています。それで、少しでも障がいのことをわかっていただければという思いでお話を

させていただきました。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、育成会の奈須野委員からもお話をいただけますでしょうか。

○奈須野委員 育成会の奈須野でございます。

その後の取り組みということで、これは日常の活動にもほとんど通じるものがありまして、まず、知的障がい者相談員の活用ということで、全員に携帯電話を持っていたいただきました。それで、その番号を私どもの広報誌で公表するなどしまして、広範な方からの相談を受けようという体制を整えております。

また、サロンの定期開催ということで、札幌を5支部に分けておりまして、白石、厚別、西、手稲をまず最初に始めたのですが、定期的にいろいろな方が参加できるサロンを開催するという方向でやっております。

また、リーフレットの作成ということで、最近、こういうかわいいリーフレットをつくりました。これが、学齢期に達する前のお子さんを持った親御さん向けのリーフレットで、これが、成人の障がい者をお持ちの皆さんに対するリーフレットです。それから、これは、一般の方に知っていただく形で、こういうリーフレットをつくりましたよという広報活動を行っております。

また、先ほどの資料3の中でも皆さんお気づきかと思うのですが、この見守り事業の中に、知的障がい者相談員の出番が余りないのです。私どもは、知的障がい者相談員を見守り事業の中でぜひ活用していただきたいと思います。障がい者の方自身も、日常的に障がい者と接点を持っている相談員が見守り活動に参加すると、かなり安心していただけるのではないかと考えております。ぜひ、相談員の活用を推進していただきたいと思います。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、今の森本委員のお話、奈須野委員のお話に対してでも結構ですし、事務局からの説明も含めまして、質疑応答をしたいと思います。ご質問、ご意見をあわせて伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○千貝委員 資料3の2の各種対策の概要の②の区保護課における面接時の注意喚起とあるのですが、注意喚起は、相談にいらっしゃった方に、あなた気をつけてください、孤立死の可能性がありそうですよということでしょうか。それとも、保護課の職員

に、もっと丁寧^{ていねい}に、少なくとも^{すく}障害者手帳^{しょうがいしゃてちょう}をお持ちの方^もには丁寧^{ていねい}なケアをあげてくだ
さいねという注意喚起^{ちゅういかんき}か、どっちかわからないのです。

○事務局(嶋内 障がい福祉課長^{しょういちしょう ふくしかちょう}) この点^{てん}につきましては、今^{いま}、お話し^{はなし}のありました後段^{ごたん}
の部分^{ぶぶん}の、さまざまな相談者^{そうだんしゃ}の状況^{じょうきょう}に、きめ細かく、聞き取り^{きと}ないし状況^{じょうきょう}の把握^{はあく}に
一層^{いっそう}努めるといふ観点^{かんてん}でございます。

○千貝委員 そうしたら、保護課^{ほごか}の職員^{しよくいん}に対して、丁寧^{ていねい}なケアをしてくださいと。

○事務局(嶋内 障がい福祉課長^{しょういちしょう ふくしかちょう}) 今まで^{いま}以上に、さまざまな観点^{かんてん}から、総合的^{そうごうてき}に相談^{そうだん}
者^{しゃ}の状況^{じょうきょう}把握^{はあく}に努めるといふような趣旨^{しゆし}でございます。

○千貝委員 ありがとうございます。

○藤原会長^{ふじわらかいちょう} ほかはいかがでしょうか。

先ほど、森本委員^{もりもといいん}から、民生委員^{みんせいいいん}にもいろいろ研修^{けんしゅう}、講義^{こうぎ}をされたということです
が、民生委員^{みんせいいいん}の方々のリアクションについて、もし何かお気づき^{なにか}の点^{てん}がありましたら教
えてください。

○森本委員^{もりもといいん} やはり、一番^{いちばん}は何か^{なに}という、不安^{ふあん}だったのではないかと思います。知的
障がい^{しょうがい}というのはどんな障がい^{しょうがい}だろうということで、一度^{いちど}も接点^{せつてん}を持ったことがな
い方は、やはり、わからないのです。玄関^{げんかん}をあけて全然^{ぜんぜん}問題^{もんだい}がないのだろうかとか、最初^{さいしよ}
はそういう不安^{ふあん}があったのではないかと思います。

できれば、話^{はなし}の中で、そんな心配^{しんぱい}は要^いらないのだと思^{おも}ってくれたらいいなと思^{おも}
話を^{はなし}させてもらいました。ですから、逆^{ぎやく}に、当事者^{とうじしゃ}に参加^{さんか}してもらったというのは、
実はそこにあります。どこの区も、熱心^{ねっしん}に聞いてくださって、質問^{しつもん}もしてくださって、
では、安心^{あんしん}ですねと言^いっていただいたりしていたので、どれだけご理解^{りかい}いただいたか
わかりませんが、少し^{すこ}でも、今までなかった知的障がい^{しんぱい}に関する気持ち^きとか物の見方^{ものみかた}
ができてくれたのだったら、やってよかったと思^{おも}っています。

○藤原会長^{ふじわらかいちょう} ありがとうございます。

○浅香委員^{あさかいいいん} 手前^{てまえ}みそですけども、私^{わたくし}の方^{ほう}では、身体障がい^{しんたいしょう}の相談員^{そうだんいん}の担当^{たんとう}を市
の方に推薦^{けっこう}をいただいてやっております。年^{ねん}に10回^{かい}もないのですが、結構^{けつこう}な数^{かず}で民生
児童委員^{じどういいん}との懇談会^{こんだんかい}を持たせていただいています。そして、せっかくの機会^{きかい}ですから、
何年^{なんねん}か前から、知的^{ちてき}の相談員^{そうだんいん}も一緒^{いっしょ}に出^でていただいて、身体障がい^{しんたいしょう}とはどういう障がい^{しょう}
がありますよとか、知的障がい^{ちてきしょう}の相談員^{そうだんいん}の方^{かた}からは知的障がい^{ちてきしょう}とはどうですよと
か、本当に短^{ほんとう}くて雑駁^{みじか}ですけども、各障がい^{かくしょう}で四^し、五分^{ごぶん}ずつ説明^{せつめい}させていただ
いて、あとは、いろいろご質問^{しつもん}などをいただいているところです。

民生児童委員も、こんなことを言ったら失礼ですけれども、身障者の場合は、1級の方が軽くて6級が一番重いか、基本的なところで、ああそうだったのかということもかなり聞かされるので、簡単なことからでも、有意義だったと思っていますし、これからも要望のあるところをどんどん続けてやらせていただきたいと思います。

そのこともあったのですけれども、ことしに入ってから、3回ほどやらせてもらっています。多分、森本委員のご苦勞があっただと思うのですが、ことしは知的障がいの方は研修をしましたので結構ですと3回とも言われたのです。ですから、顔つなぎだけでも出席させてくださいということで、出席可能な知的相談員の方は出席させていただいて、1分なり、2分なりでも、よろしく願いますという形で話をさせていただきます。

こういうことは、多分に忘れがちになると思いますので、私どもの方では、これからは身体、知的と一緒に続けていきたいと思っています。

以上、報告ですけれども、よろしく願います。

○藤原会長 浅香委員、ありがとうございました。

○高森委員 社会福祉協議会の高森でございます。

私どもでは、民生委員の全市の協議会の事務局を持っているものですから、札幌市と協力して、いろいろと今回の研修なども行いました。

森本委員に、実際に知的障がいの方を連れてきていただいて、そこでいろいろ話をさせていただいたというのは、非常に役立ったといえますか、民生委員にとっては非常にいい研修だったと思っています。民生委員の中で、地区の会長をされている方とか、区の会長をされている方は、障がい者、あるいは知的障がい者はどんな方たちなのかはよく理解されているのですが、実際に地域で活動されている、それこそ地域の二千人数百人の民生委員の方々は、知的障がい者がどういうものかということは一切わかっていないとか、理解されていないところがありまして、その見守りをやるということに関しまして、非常に不安を抱いていたのが実態だと思います。したがって、見守り活動を行うということに関しての拒絶反応が結構あったのは事実であります。

そこで、研修会を開いた中で、森本委員が実際に知的障がいの方を連れてきていただいて、いろいろ話をされたことで、そういった不安が全部払拭されたという、これは非常に大きかったと思います。そして、現に今、見守り活動を進めておりますが、実際に訪問をしてみて、普通の方と何ら変わらない、むしろ、例えば、いろいろな問題を抱えている方に比べれば、非常に話がしやすいし、コミュニケーションが

うまくとれる方もいらっしゃると思います。したがって、一面、当初は非常に不安に思っていたところが、今は安心して取り組んでいっているのが実態であります。

したがいまして、全市一斉にといいますか、順次ではありましたが、研修会をやったということは非常によかったですとおもっております。それが一つです。

それから、別の話になりますが、孤立死の関係です。これは、障がい福祉の担当ではないと思いますけれども、電気会社やガス会社との連携です。個人情報保護の関係で、非常に壁があって、事業者はいろいろな状況を行政であっても流したがないところがあります。したがって、この壁が取り払われれば、例えば、先日、西区であったような孤立死の問題なども、ひょっとしたら何とかなったのかというところがあるのかもしれない。

ただ、そんなことばかり言ってもなかなか進みませんので、社協でかかわっております地域の福祉のまち推進事業の中で、進んでいるところでは、福祉マップをつくる取り組みをしております。何をマップに落とすのかといいますと、地域の中で、例えば災害があったときとか、いろいろなときに支援を必要とする人、そういったお申し出があった人に関して地図に落としていって、ここにはこういった方が住んでいる、高齢者で一人で歩けない人が住んでいるとか、身体障がいの方で緊急のときには支援が必要だという人が住んでいるとお申し出があってわかった範囲でマップに落としていって、その情報を町内会なり、あるいは、福祉のまち推進センターなりで共有して、何かあったときにはお互いに助け合うという形でのマップづくりを、順次、進めております。

社協では、そういったマップをつくるに当たってのいろいろなハンドブックのようなものも近々発行する予定でありますし、個人情報に関しても、福祉のまち推進事業のかかわりで、おとしにハンドブックをつくっておりますので、そういったものも活用していただければと思います。本当は、民間企業の中からいろいろな情報がいただければ、行政としても活用しやすい部分もあるかなと思いますけれども、その辺は、行政側ももう少し頑張っていただければと思います。

以上です。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

今のようなご意見も含めて、皆様方の方からいかがでしょうか。

○佐々木委員 民間企業というお話だったのですが、水道は札幌市ですね。水道局の情報とここをリンクさせるのは、個人情報保護の問題でクリアしなければならな

いところはあるのですけれども、それは、今は^{いま}されているのですか。

○事務局（嶋内 障 がい福祉課長）^{じむきょく しもうちしやう ふくしかちやう} 今^{いま}お 話^{はなし}のありましたとおり、水道^{すいどう}につきましては札幌市の事業でございます。細かい部分は、私^{わたし}の方には余り情報^{じやうほう}が入っておりませんが、そういうことも踏^ふまえて、札幌市の中のセクション同士^{どうし}で、今^{いま}、何ができるのかという部分^{ぶぶん}については、同じ札幌市ということで、その可能性^{かのうせい}につきまして、精 力^{せいりよく}的に調 整^{ていき}していると聞いているところでございます。

これにつきましては、担当外^{たんとうがい}でございますので、この場^ばでは、今^{いま}、前向き^{まえむき}に検 討^{けんとう}を進めているということしかお答え^{こた}ができないですが、よろしいでしょうか。

○藤原会 長^{ふじわらかいちやう} ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○廣田委員^{ひろたいいん} 道立心身障 害 者 総 合 相 談 所^{どうりつしんしんしやうがうしやうそうだんしよ}の廣田と申します。

この見守り事業は、とてもすばらしいと思うのですけれども、この報告書^{ほうこくしよ}の21ページにあるのですが、ひとりで暮らしていたり、いつも家^{いえ}にいる方で、相談相手^{さうだんあいて}がいないと回答^{かいとう}した割合^{わりあい}が比較的高^{ひかくてきたか}かったということで、そういう方が民生委員^{かた みんせいいいん}に来てほしくないと言っている場合^{ばあい}に、見守りのネットワークから漏れる危険^{も きけん}があるということですが、それについてはどういうふうな対策^{たいさく}をとられているのでしょうか。

○事務局（嶋内 障 がい福祉課長）^{じむきょく しもうちしやう ふくしかちやう} 民生委員^{みんせいいいん}の見守りにつきまして、希望^{きぼう}されない方^{かた}への対応^{たいおう}でございますけれども、この部分^{ぶぶん}につきましては、行政^{ぎやうせい}の方^{ほう}で、いわゆる区役所^{くやくしよ}の方^{ほう}でしっかり対応^{たいおう}させていただくとともに、状 況^{じやうきやう}に応^{おう}じまして、障 がい者相談^{しやそうだん}支援事業所^{しえんじぎやうしやうしよ}等^{とう}につないでいくというような対応^{たいおう}で進めております。

○藤原会 長^{ふじわらかいちやう} 廣田委員、よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

○森本委員^{もりもといいん} 今回^{こんかい}、札幌市^{さっぽろし}から、1, 188人^{にん}の方が支援^{しえん}を受けていないという数字^{すうじ}が出ていますが、次^{つぎ}に大事なことは、このどこともつながっていない人^{ひと}たちをつなげることです。いつまでもずっと孤立^{こりつ}させているのではなくて、必 ず^{かなら}、何かしらのサービスにつなげていくということが、この見守りの次^{つぎ}にやっていかなければならないことかと思えます。そうすることで、孤立^{こりつ}というか、どこにも刺^ささっていない人^{ひと}を少しでも少なくしていくように、我々事業者側^{われわれじぎやうしやがわ}もそういうことをしていかなければならないということは強^{つよ}く感^{かん}じています。

ですから、今回^{こんかい}、訪問^{ほうもん}はいいですよと言って、でも、ここにいることは知^しっていてください、意外^{いがい}と訪問^{ほうもん}はいいですよと言ったところは、割^{わり}と親御さん^{おやご}が一緒^{いっしょ}にいたりし

ていまして、今、特段、困っていることはないからいいですよという考えです。でも、裏を返せば、困ったときは頼みますねというのがあっていいのではないかと思うのです。そういう事業であるべきだと思っ
ていますし、必ずどこかのサービスにつなげていくという次の一歩を進める必要があると感じています。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○西坂委員 感想ですけれども、すごく手厚くて、本当に、支援は必要ないけれども、自分がここに生きているよということを知ってもらうということは、私は精神病の当事者ですが、すごく必要だと思いました。精神障がいの仲間も、みんな、病院とかデイケアのつながりはあっても、地域とのつながりはなかなか持ちづらかったり、地域の方々には精神というのは怖い人だという認識があったりして、つながるのがなかなか難しかったりということがすごくあります。やはり、ごみを出したり、近所づき合いだったり、生活の中で起きてくる困りごとは、発達障がいの方などとすごく似ているところもあるので、ここにいるのだということを知ってもらって、どこともつながっていない人を少なくしていくことは、すごくすばらしいなと思って、勉強になりました。

ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、まだいろいろご意見もおありかと思うのですが、時間の都合もありますので、とりあえず、知的障がい者の孤立死防止についてという議案については、一たん閉じさせていただきたいと思います。

ここから3点ほど議案がありますが、主として情報提供になりますので、順次、進めさせていただきたいと思います。

4番目として、計画停電への対応についてお願いしたいと思います。

○事務局（嶋内障がい福祉課長） 引き続き、私の方からご説明をさせていただきます。

資料4をごらんいただきたいと思います。

まず、計画停電につきましては、当初、大変心配しておりましたけれども、今現在は電力も安定しているということで、ほっとしているところでございます。

私どもの方での対応ということを簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料にも記載されておりますけれども、万が一の計画停電に備えまして、在宅における人工呼吸器、たん吸引器などの医療機器使用者への対応といたしまして、札幌市の

保健福祉局では、次のとおり対応を行っております。

まず、一つ目の黒丸でございますけれども、医療機関、高度管理医療機器等販売・賃貸業者などに対しまして、人工呼吸器、たん吸引器等の医療機器使用者への対応をしっかりとやっていただきたいということで、文書を発送いたしております。

2点目の黒丸でございますけれども、社会福祉施設、介護・障害福祉サービス事業所に対しまして、同じような形で在宅療養者への注意喚起、通院介助等のサービスの柔軟な対応を依頼しております。

3番目の黒丸でございますけれども、障がいに関係する団体の皆様に対しまして、会員の皆様への情報提供を依頼しております。

4番目の黒丸でございますけれども、区役所保健福祉課の窓口におきまして、わかりやすい計画停電への情報ということで、チラシを新たに設けまして配架いたしております。

5点目の黒丸といたしまして、酸素濃縮器、たん吸引器等の助成または給付を受けている方に対しまして、注意喚起を行っております。

次に、裏面になりますけれども、参考といたしまして、札幌市の対応状況を記載しております。

一つ目の黒丸でございますけれども、ビル、マンションなど高層施設での断水等や信号消灯の影響による家庭ごみ収集のおくれといった支障が想定されることを除きまして、ライフライン系には大きな影響は生じない見込みであると考えております。

また、市役所の関連施設につきましては、市税事務所2カ所が停電対象となりましたが、市役所、区役所の本庁舎はいつでも通電が確保されたために、各種窓口業務におきましては大きな支障は生じない見込みとなっております。また、観光・文化・スポーツ関連施設やトンネル、アンダーパス等の道路施設では、一部利用できなくなる場合も想定されております。

次に、広報さっぽろ、札幌市ホームページ、コールセンター等による広報、周知を行っております。また、札幌市のホームページの中では、計画停電に関する情報ということで、まとめて見られるような形にしております。それから、保健福祉局の障がい保健福祉部のページの中では、各項目につきまして情報提供を行っておりますので、お時間のあるときにごらんになっていただきたいと思います。

情報提供は以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

この件について、皆様方からご質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、ただいまのお話は、情報提供ということでご理解しておきたいと思います。

それでは、続きまして、次の議題です。

5番目は、障害者総合支援法の公布についての情報提供です。

障害者総合支援法につきましては、6月27日に公布されたところですが、法の概要と、施行に向けた準備の状況などにつきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局（嶋内障がい福祉課長）引き続き、この関係で、私の方からご説明いたします。

資料5－1をごらんいただきたいと思います。

法律の名前につきましては、大変長くなっておりますけれども、いわゆる障害者総合支援法の概要につきまして、現段階でわかっていることにつきまして、主なものを中心に情報提供をさせていただきます。

まず、法律の公布日につきましては、本年6月27日、施行日は平成25年4月と平成26年4月の2段階となっております。

法律の題名は、障害者自立支援法から障害者総合支援法になりまして、基本理念といたしまして、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に施策を実施することとされております。

資料の2ページ目の3、障害者の範囲でございますけれども、難病患者が加わることとなりまして、平成25年4月から施行されます。難病の患者につきましては、身体障がい者手帳を取得している方もおりますが、症状が変動しやすいといったような理由から、手帳取得まで至らない方もおりますが、その方々が、今回、障がい福祉サービスの対象になることとなります。対象となる難病の範囲等につきましては、現時点では明らかになっておりません。

次に、4の障害支援区分の創設でございますけれども、障害程度区分が障害支援区分となりまして、知的障がい、精神障がいの特性に配慮されたものになり、これにつきましては、平成26年4月施行となっております。

次に、5の障害者に対する支援でございますけれども、①の重度訪問介護の対象拡大

につきまして、^{げんこう}現行の^{じゅうど}重度の^{したいふじゆう}肢体不自由者に^{くわ}加えまして、^{じゅうど}重度の^{ちてき}知的・^{せいしんしょう}精神障がい者^{しゃ}に^{かくだい}拡大する^{よてい}予定でございまして、この^{てん}点につきましては、^{へいせい}平成26年^{ねん}4月^{がつしこう}施行となっております。

次に、^{つぎ}資料の^{しりょう}3ページ^め目の^{げだん}下段にあります^{けんとうきてい}検討規定についてでございます。

^{ほう}法の^{しこう}施行後^{ねん}3年を^{じょうじ}めどといたしまして、^{かいご}常時、^{よう}介護を^{しょう}要する^{しゃとう}障がい者等に^{たい}対する^{しえん}支援、^{いどう}移動の^{しえん}支援、^{しょう}障がい者の^{いしけつていしえん}意思決定支援の^{かた}あり方などが^{けんとう}検討されることとなります。

^{さいご}最後になりますけれども、^{こんご}今後、^{ねんどもつ}年度末に^む向けまして、^{くに}国の方から^{ほう}詳細につきまし^{しめ}て^{じょうほう}示されることとなりますので、^{はい}情報が入り^{しだい}次第、^{しんぎかい}審議会の方にも^{ほう}改めて^{あらた}情報^{じょうほうていきょう}提供^{せっきよくてき}を^{おも}積極的に^{おも}させていただきたいと思っております。

^{せつめい}説明は以上でございます。

○^{ふじわらかいちょう}藤原会長 ありがとうございます。

^{じむきよく}ただいまの^{せつめい}事務局からの説明につきまして、^{しつもん}ご質問、^{いけん}ご意見がありましたら^{ねが}お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」と^{はつげん}発言する^{もの}者あり)

○^{ふじわらかいちょう}藤原会長 ないようでしたら、^{つぎ}次の^{ぎだい}議題に^{はい}入りたいと思^{おも}います。

^{ばんめ}6番目は、^{しょうがいしゃゆうせんちやうたつほう}障害者優先調達法の^{こうふ}公布についての^{じょうほうていきょう}情報提供です。

^{こうにゆうほう}ハート購入法につきまして、^{がつ}6月27日に^{こうふ}公布され、^{らいねん}来年4月に^{しこう}施行されるとのことですが、^{ほう}法の^{がいよう}概要と^{しこう}施行に^む向けた^{じゅんび}準備の^{じょうきよう}状況などにつきまして、^{じむきよく}事務局から^{じょうほう}情報^{ていきょう}提供^{おも}をして^{ねが}いただきたいと思います。よろしく^{ねが}お願いします。

○^{じむきよく}事務局(中村企画調整担当課長) この件につきましては、^{わたくし}私の方から^{ほう}ご説明を^{せつめい}申し上げたいと思^{おも}います。

^{ばんたて}A4判縦の^{しりょう}資料6-1と^{ばんよこ}A4判横の^{しりょう}資料6-2になります。

^{らいねん}来年4月に^{しこう}施行ということで^{いま}ございますが、^{くに}今のところ、^{ほう}国の方から、^{ぐたいてき}具体的な^{ししん}指針^{とう}等が^{しめ}示されていないという^{じょうきよう}状況ですので、^{じゅんび}準備という^{ぶぶん}部分は^{あま}余り^{すす}進んでいないので、^{ほうりつ}法律の^{がいよう}概要について^{せつめい}かいつまんで^{もう}ご説明を^あ申し上げたいと思^{おも}います。

^{しりょう}資料6-1になります。^{しりょう}資料6-2も^{どうじ}同時に^{ごらん}ください。

^{もくてき}目的としましては、^{しょう}障がい者^{しやしゅうろうしせつ}就労施設などの^{じゅちゅうきかい}受注機会を^{かくほ}確保するために^{ひつよう}必要な^{じこう}事項^{さだ}を^{きょうきゅう}定めるという^{ぶつびんとう}ことで^{たい}ございまして、^{じゅよう}供給する^{きょうきゅう}物品等に対する^し需要^{ぞうしん}の^{はか}増進を図り、^{しょう}よって、^{かた}障がいのある^{じりつ}方の^{そくしん}自立の^し促進に^し資する^しというところ^しでございます。

概要につきましては、1、2、ページをめくりまして3、4となっておりますが、まず、1としまして、国・独立行政法人等の責務及び調達の推進ということでございます。

これは割愛させていただきます、2の地方教協団体・地方独立行政法人の責務及び調達の推進でございますけれども、先ほど、目的でもお話をいたしました、障がい者の就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務を規定しております。そして、調達方針の策定、公表、そして調達方針に即した調達の実施、調達実績の取りまとめ、公表を行うこととしております。

3としましては、公契約における障害者の就業を促進するための措置等でございます、①、②ということで、①は国の概要ですから②になりますけれども、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国と同等の措置に準じて必要な措置を講じるよう努めるということで、何かといいますと、公契約につきましては、競争参加資格を定めるに当たって、法定雇用率を満たしていること、または、障がい者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮するということで、そのように努めなさいということでございます。

4番目でございますけれども、情報提供ということで、障がい者就労施設等の供給する物品等に関する情報提供でございます。内容としましては、障がい者就労施設等が単独で、または相互に連携して、もしくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するように努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるということでございます。

施行期日は、先ほども申し上げたとおり、来年の4月1日でございます。

それで、隣の3ページの中ほどに参考ということで、障害者優先調達推進法と地方自治法との関係という記載がございます。そこをごらんいただきたいと思います、あわせて、A4判横の資料6-2に図がございますので、それとあわせてごらんいただければと思います。

その中で、1としましては、障がい者就労施設等の受注機会の拡大でございます、先ほども申し上げましたけれども、概要の1としましては、地方公共団体においては、障がい者就労施設等の受注機会の拡大について調達方針の作成と公表、調達実績の公表、公契約における障がい者の就業促進のための措置をとるという形でございまして、資料6-2の絵の中でいいますと、点線の下の方の四角の枠、地方公共団体1、2と書いてありますけれども、調達の作成と公表、それから就業促進のため

その措置という形になります。

これまででも、地方公共団体においては、地方自治法の規定によりまして、障がい者就労施設等の一部に対しては、物品の買入れ契約や役務の提供について随意契約で発注することが可能となっておりますけれども、その対象範囲について、昨年、平成23年12月26日付で地方自治法の改正が行われたということでございます。

4ページになりますけれども、具体的に言いますと、今までの施設に加えまして、これらに準ずるものとして地方公共団体の長の認定を受けた者についても対象となったということで、この準ずるものの取り扱いについて、今後どうしていこうかということ、今、札幌市として検討しているところでございます。

資料6-2の表で言いますと、点線の右側の黒い四角で障害者就労施設等とございますが、その中に中点が五つほどあります。今までも、そういう支援はしているのですが、米印としまして、これらに準ずるものとして、地方公共団体の長の認定を受けた者ということを加えるかどうかでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、まだ国の方から指針等が示されていないという状況の中で、今、情報収集を行っています。実際に、財政局の契約管理課が主に関連するところでございますので、そこと協議をしているということになります。国からの指針がいつ示されるかによって動きが出てくると思いますが、状況によりましては、施行間近というか、ぎりぎりになるのかなというところでもございます。

それから、2番になりますけれども、障害者就労施設等からの情報提供等でございます。これも、先ほど申し上げましたが、障がい者就労施設等は、単独または相互に連携して、もしくは共同して、購入者等に対して、その物品等に関する情報を提供するように努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとしています。

これにつきましては、札幌市におきましては、平成21年度から、元氣ジョブアウトソーシングセンターを設置しまして、受注、発注の情報収集と整理、マッチング、発注者のニーズ分析と事業所への提案など、いろいろな整備を行ってきておりますけれども、今後におきましても、この法の趣旨を踏まえまして、さらに発注者の情報提供等を支援していく予定でございます。

資料6-2で言いますと、点線の表の上、見出しの下側になりますけれども、元氣ジョブアウトソーシングセンターとして、札幌市の事業を平成21年度から実施ということで、情報の提供は今までも行っていますが、今後も引き続き、情報の提供

については推進^{すいしん}していきたいと考^{かんが}えているところでございます。

また、繰^くり返^{かえ}しになりますけれども、先^{さき}ほど申^{もう}しましたとおり、今^{いま}のところは具^ぐ体的^{たいてき}な動^{うご}きはないということで、また情^{じょう}報^{ほう}が集^{あつ}まりましたら情^{じょう}報^{ほう}提^{てい}供^{きょう}をささせていただきますと思^{おも}っております。

以上^{いじょう}でございます。

○藤^{ふじ}原^{わらかい}会^{ちよう}長^{ちよう} ありがとうございます。ただいまの情^{じょう}報^{ほう}提^{てい}供^{きょう}について、皆^{みな}様^{さま}方^{がた}からご意^い見^{けん}、ご質^{しつ}問^{もん}はございませうでしょうか。

中^{なか}身^みについては、この後^{あと}、いろい^でろ出^でてくることも予^よ想^{そう}されるということでしたが、きょうのところはよろしいですか。

(「なし」と発^{はつ}言^{げん}する者^{もの}あり)

○藤^{ふじ}原^{わらかい}会^{ちよう}長^{ちよう} 情^{じょう}報^{ほう}提^{てい}供^{きょう}ということ^{うけたまわ}で承^{おも}りたいと思^{おも}います。

それでは、予^よ定^{てい}された議^ぎ題^{だい}については、これですべて終^{しゅう}了^{りょう}いたしましたが、何^{なに}分^{ぶん}、私^{わたくし}が先^{さき}へ先^{さき}へと進^{すす}めてしまったところもありますので、改^{あらた}めて、すべての議^ぎ題^{だい}を通^{とお}して、皆^{みな}様^{さま}方^{がた}から質^{しつ}問^{もん}あるいはご意^い見^{けん}がありましたら、今^{いま}ここでおっしやっていただきたいと思^{おも}います。

あわせて、この場^ばで、委^{いいん}員^{みな}の皆^{みな}様^{さま}の方^{ほう}から、何^{なに}かご提^{てい}案^{あん}、ご意^い見^{けん}がありましたらお受^うけしたいと思^{おも}いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発^{はつ}言^{げん}する者^{もの}あり)

○藤^{ふじ}原^{わらかい}会^{ちよう}長^{ちよう} ないようでしたら、事^じ務^む局^{きょく}の方^{ほう}から何^{なに}かございませうでしょうか。

(「なし」と発^{はつ}言^{げん}する者^{もの}あり)

○藤^{ふじ}原^{わらかい}会^{ちよう}長^{ちよう} ありがとうございます。

5. 閉^{へい} 会^{かい}

○藤^{ふじ}原^{わらかい}会^{ちよう}長^{ちよう} それでは、ほ^よぼ予^よ定^{てい}の時^じ間^{かん}になりましたので、本^{ほん}日^{じつ}の審^{しん}議^ぎ会^{かい}は、これをもちまして終^{しゅう}了^{りょう}したいと思^{おも}います。

皆^{みな}様^{さま}には、お忙^{いそ}しい中^{なか}をお集^{あつ}まりいただき、またご意^い見^{けん}をいただきましたことを感^{かん}謝^{しゃ}したいと思^{おも}います。

どうもありがとうございます。

以^い 上^{じょう}